

社団法人日本スポーツ吹矢協会 松山支部規約

第一条 (支部の目的)

社団法人日本スポーツ吹矢協会は吹矢を安全なスポーツとして確立し、これを広く啓蒙、普及させ国民的健康スポーツとして定着させ、人々の心身の健康維持、増進、スポーツとしての楽しみに寄与する事を目的としている。本支部はこの協会の主旨に沿った活動を行い、会員相互の交流と技量向上を図る事を目的とする。

第二条 (名称及び事務局)

支部は社団法人日本スポーツ吹矢協会 松山支部と称し、事務局を愛媛県松山市市坪北 1-7-16に置く。

第三条 (組織)

支部の会員は(社)日本スポーツ吹矢協会会員によって組織する。支部の構成は役員5名に一般会員5名以上で組織する。

役員は	支 部 長	1名
	副 支 部 長	2名
	会 計	1名
	会 計 監 査	1名

第四条 (活動)

1. 定例練習日を設け吹矢式呼吸法とスポーツ吹矢競技の鍛錬に努める。
2. 年2回以上の競技会等を行う。
3. その他支部の目的達成に必要な一切の活動を行う。

第五条 (役員)

1. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 支部長は協会の目的、主旨に反する行為を行った役員を、支部役員会の同意を得て任期に関係なく解任できる。

第六条 (会費)

健全な支部運営を行うため支部運営費を会費として会員から徴収する。

第七条 (会員)

1. 本支部への入会は、社団法人日本スポーツ吹矢協会への入会をもって、入会とする。
2. 退会は本人の申し出により行われる。ただし会費の滞納、支部の目的に反し支部の活動を妨げる言動、行為をおこなった会員に対して、支部長は支部役員会の同意を得て退会させる事ができる。
3. 会員は原則的に支部の運営下にある練習所において、定例練習日には練習を行う事が出来る。また支部主催の競技会等に参加できる事とする。

第八条 (公認指導員)

公認指導員は支部の活動及び運営に積極的に参加し、会員の指導及び、自らの技術向上に努めなければならない。

第九条 （支部規約の細則）

支部運営に必要な事項は、細則として定める。

第十条 （会計年度）

支部の会計年度は4月1日より3月31日とする。

第十一条 （役員会）

支部長は必要に応じて支部役員会を開催できる。また、本規約に定めない事項、疑義については、支部役員会にて協議するものとする。

細則

第一条 （支部役員）

別途役員名簿に定める。

第二条 （支部運営）

1. 各練習場ごとにサークルとし運営責任者（公認指導員が好ましい）を置く。
2. 会員は1回300円の会費（参加費）で練習に参加できる。
3. 運営責任者は徴収した会費を運営費として練習場の運営を行う。
4. 運営費とは会場費、消耗品費、通信費、公認指導員更新費等を言う。
5. 各サークルの運営費収支は会計に集約し支部会計として決算を行う。
6. サークル内の運営は参加者で協議して決める。
7. 運営責任者は徴収した会費内で健全な運営を心がける。

第三条 （公認指導員更新料）

公認指導員の資格更新料（年額10,000円）は支部の全額補助とする。但し、対象の公認指導員は支部長の推薦と役員会の承認を得た者に限る。

<付則>

1. 2007年4月制定、2007年6月1日施行。
2. 2008年4月改訂。
3. 2010年4月改訂。
4. 2013年4月改定。
5. 2015年6月改定。